

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

### 告示

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件

四六

○県営土地改良事業計画を定めた件

四六

○県営土地改良事業計画を変更した件

四六

○道路の区域を変更する件二件

四七

### 公告

○浸水想定区域を指定した件

四七

福島県選挙管理委員会

○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件

四七

## 告示

### 福島県告示第五百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和七年九月九日から令和八年一月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年九月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
薬王堂本宮仁井田店 福島県本宮市仁井田字富士内十番一ほか
- 二 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）薬王堂本宮仁井田店

（変更後）薬王堂本宮仁井田店

三 変更した年月日

令和七年八月一日

四 届出年月日

令和七年九月一日

五 届出をした者

株式会社薬王堂

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第五百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、請戸地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年九月九日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年九月十日から  
同 月二十九日まで（二十日間）

三 縦覧の場所

浪江町役場

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村計画課）

### 福島県告示第五百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、地見城地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年九月九日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

縦覧の期間

令和七年九月十日から

同 月二十九日まで (二十日間)

縦覧の場所

田村市役所

その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村計画課)

福島県告示第五百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年九月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

| 路線名                 | 区 間                                                                        | 変更前<br>の変更後<br>の 別 | 敷地の幅員<br>(メートル)              | 延 長<br>(メートル)      |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------|--------------------|------------------------------|--------------------|
| 県道大野<br>停車場大<br>川原線 | 双葉郡大熊町大字下野<br>上字大野四一五番一<br>地<br>先から<br>同 郡同 町大字下野<br>上字清水四二二番三<br>地<br>先まで | 変更前<br>変更後         | 一〇・〇<br>四一・二<br>一〇・〇<br>四四・〇 | 一、六五六・〇<br>一、六四三・六 |

(道路計画課)

福島県告示第五百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年九月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

| 路線名                | 区 間                                                                        | 変更前<br>の変更後<br>の 別 | 敷地の幅員<br>(メートル)            | 延 長<br>(メートル)  |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------|--------------------|----------------------------|----------------|
| 県道夫沢<br>大野停車<br>場線 | 双葉郡大熊町大字下野<br>上字鮎沢一二〇番一<br>地<br>先から<br>同 郡同 町大字下野<br>上字大野四一五番一<br>地<br>先まで | 変更前<br>変更後         | 九・〇<br>二八・〇<br>九・〇<br>二八・〇 | 九五六・〇<br>九四三・六 |

(道路計画課)

公 告

公告第七十号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第二項第三号の規定により、深山川、宮古川、五枚沢川、早稲谷川及び観音寺川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県喜多方建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和七年九月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(河川整備課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第六十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して

| 選 挙 区         | 選 挙 区       | 選 挙 区  |
|---------------|-------------|--------|
| 福 島 市         | 田 村 市 田 村 郡 | 一六、六一八 |
| 会 津 若 松 市     | 南相馬市相馬郡飯舘村  | 一七、五六六 |
| 郡 山 市         | 伊 達 市 伊 達 郡 | 二五、〇一〇 |
| い わ き 市       | 本 宮 市 安 達 郡 | 一〇、六七七 |
| 白 河 市 西 白 河 郡 | 南 会 津 郡     | 六、五〇七  |
| 須 賀 川 市 岩 瀬 郡 | 河 沼 郡       | 五、七一〇  |
| 喜 多 方 市 耶 麻 郡 | 大 沼 郡       | 六、五二四  |
| 相馬市相馬郡新地町     | 東 白 川 郡     | 八、〇九八  |

得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和七年九月一日現在において、次のとおりである。

令和七年九月九日

福島県選挙管理委員会  
委員長 成 田 良 洋

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三〇、一五七

二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二八八、四七九

三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

|         |        |       |        |
|---------|--------|-------|--------|
| 二 本 松 市 | 一四、三七五 | 石 川 郡 | 一〇、〇八二 |
|         |        | 双 葉 郡 | 一六、一五九 |